

市第66号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正
 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ろばと野草の会の項から特定非営利活動法人アクションポート横浜の項までを削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1, 411番地の5	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人ろばと野草の会の項から特定非営利活動法人アクションポート横浜の項までの規定は、これらの規定に規定する特定非営利活動法人に対してそれぞれ同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

提 案 理 由

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を更新する等のため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第29条の4の3第2項の期間
<u>特定非営利活動法人ろばと野草</u> <u>の会</u>	<u>中区松影町3丁目11番地の</u> <u>2</u>	<u>平成24年1月1日から</u> <u>平成29年12月31日まで</u>
<u>特定非営利活動法人ばれっとの</u> <u>会</u>	<u>鶴見区鶴見中央三丁目26番</u> <u>14号</u>	<u>平成24年1月1日から</u> <u>平成26年3月6日まで</u>
<u>特定非営利活動法人ふらっとス</u> <u>テーション・ドリーム</u>	<u>戸塚区深谷町1,411番地の</u> <u>5</u>	<u>平成24年1月1日から</u> <u>平成29年12月31日まで</u>
<u>特定非営利活動法人ワーカーズ</u> <u>・コレクティブ樹</u>	<u>金沢区富岡東一丁目10番12</u> <u>号</u>	<u>平成24年1月1日から</u> <u>平成29年12月31日まで</u>
<u>特定非営利活動法人アクション</u> <u>ポート横浜</u>	<u>中区山下町25番地の1</u>	<u>平成24年1月1日から</u> <u>平成29年12月31日まで</u>
(省 略)		
<u>特定非営利活動法人ふらっとス</u> <u>テーション・ドリーム</u>	<u>戸塚区深谷町1,411番地の</u> <u>5</u>	<u>平成30年1月1日から</u> <u>平成34年12月31日まで</u>
<u>特定非営利活動法人アクション</u> <u>ポート横浜</u>	<u>中区山下町25番地の1</u>	<u>平成30年1月1日から</u> <u>平成34年12月31日まで</u>